

令和4年10月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和4年10月31日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年10月31日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	福祉課長	平田 章浩
健康こども課長	朝比奈 礼子	産業課長	長野 了

社会教育課長 松浦 博

病院事務局長 朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 豊久

議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第75号 令和4年度森町一般会計補正予算（第10号）

議案第76号 令和4年度森町病院事業会計補正予算（第3号）

< 議事の経過 >

議長

（中根幸男君）出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから、令和4年10月森町議会臨時会を開会します。

発言の際には、マスクを着用したまま発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押
すようにお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者
は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許
可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本臨時会は、着座のまま挙手
をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求
めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者多数）

議長

（中根幸男君）「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときには着座のまま挙手をして「議長」と

呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1番増田恭子君及び2番清水健一君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君)「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第75号「令和4年度森町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(中根幸男君)本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただ今上程されました、議案第75号「令和4年度森町一般会計補正予算(第10号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,331千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,305,585千円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、新しく創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業と、農業者の経営所得安定対策推進事業における手続電子化移行のための経費に係る補助金を計上するものでございます。

6 ページ、第 2 表、繰越明許費につきましては、10 款 6 項の森町茶業史印刷製本事業について、健康上の理由により、急遽、執筆者の変更を余儀なくされたため、原稿の作成に想定より時間を要し、年度内の事業完了が困難と見込まれることから、令和 5 年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費設定をするものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 3,350 千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている社会福祉施設を支援するため、支援金を給付するものでございます。入所系の施設には定員 1 人当たり 8 千円、通所系の施設には定員 1 人当たり 4 千円、訪問系の施設には 1 施設当たり 3 万円の支援金を給付するものでございます。

2 項 1 目、児童福祉総務費 5,781 千円のうち、保育所電力・ガス等価格高騰対策支援金 1,150 千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている保育事業者の負担軽減と運営の安定化を図るため、保育所の定員 1 人当たり 6 千円、県の支援対象となる施設については、県の支援金 2 千円を減じた 4 千円を支援金として給付するもので、町内 4 施設分でございます。

扶助費 4,310 千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰により家計に負担がかかる中でも、将来を担う小さな子ども達が豊かな教養を育むことができるよう、未就学児を対象に 1 人当たり 5 千円分の図書カードネットギフトを支給するもので、700 人分を見込んでおります「未就学児への図書カードネットギフト支給事業」3,500 千円と、物価高騰の中の子育て応援の一環として、価格が約 10 パーセント値上がりしている紙オムツを、新生児から 1 歳児の子どもを対象に 1 人当たり 2 袋を支給するもので、253 人分を見込んでおります「新生

児等へのオムツ支給事業」810千円でございます。

4款1項5目、診療所費20,000千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている森町病院及び森町家庭医療センターの電気・灯油・ガス料金の高騰相当額を、電力・ガス等価格高騰対策支援金として繰り出し、経営基盤強化を図るものでございます。

9・10ページ、6款1項2目、農業総務費8,400千円のうち、農業者肥料高騰対策支援金6,500千円につきましては、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、国や県とともに農業者を支援するもので、肥料コスト増加分のうち、国が7割、県が1.5割の支援を実施するため、残りの1.5割を町が支援するものでございます。

太田川上流部土地改良区電力価格高騰対策支援金1,200千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている太田川上流部土地改良区に対し、給水施設などの施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当額を支援金として給付するものでございます。

天方宿泊施設等電力価格高騰対策支援金700千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている天方宿泊施設並びに吉川キャンプ場の指定管理者に対し、施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当額を支援金として給付するものでございます。

3目、農業振興費1,800千円につきましては、森町農業再生協議会に対する経営所得安定対策推進事業費補助金でございます。農業者の経営所得安定対策推進事業における手続電子化移行のスケジュールの前倒しに伴い、11月末までに契約手続きを行うため、県補助金を財源として、森町農業再生協議会に対する補助金を計上するものでございます。

7款1項1目、商工総務費2,000千円につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている森町

体験の里アクティ森の指定管理者に対し、施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当分を支援金として給付するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金30,883千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、新しく創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として内示をいただきました57,383千円のうち、補正予算第9号に森町プレミアム商品券発行事業第3弾の財源として計上いたしました26,500千円を除いた額を、対象事業費へ充当するものでございます。

16款2項4目、農林水産業費県補助金1,800千円につきましては、経営所得安定対策推進事業費補助金に対する県の補助金でございます。

20款1項1目、繰越金8,648千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（川岸和花子君）川岸です。

今回は、そういう電力・ガス・食料品などの高騰に対しての補助ということで非常に助かると思います。私が聞きたいのは、7・8ページの福祉課の社会福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金が、それぞれ一人当たり8千円等の説明がございましたが、入所施設、通所施設、訪問施設がそれぞれどれぐらいの件数というか、内容を教えていただきたいというのが一点。

その次の民生費、健康こども課の保育所電力・ガス等価格高騰対策支援金の4施設への支援金ということで、県の支援が入ると

いうところがあるということだったので、それがどういう施設なのかということをお聞きしたいです。

もう一つ、図書カードネットギフト支援事業ですけれども、このタイミングでなぜそのような事業が計上されたのかという点と、どういう内容なのかということ詳しく教えてください。どう活用するのかという点です。

議 長
福祉課長

(中根幸男 君) 平田福祉課長。

(平田章浩 君) 福祉課長です。川岸議員の一点目の質問にお答えをさせていただきます。

3款1項1目の社会福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金、こちらの対象施設はという質問でございます。

まず、介護施設につきましては、入所系につきましては、特養、あと老健、グループホームといった施設で7施設ほどございます。通所系ですけれども、デイサービス、小規模多機能とかということで12施設ございます。訪問系につきましては、ヘルパーの事業所とケアマネの事業所で6施設ございます。障害施設でございますけれども、通所系の施設につきましては、放課後デイサービスをやっている施設と就労支援B型をやっている施設が2施設、それから訪問系につきましては、相談事業所の1施設ということで、合わせて28施設が対象になります。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。川岸議員の二つ目のご質問にお答えします。

まず一点目ですけれども、保育所の関係ですけれども、県の対象となる施設はということです。県が支援の対象としている施設につきましては、公立を除く保育・教育施設。具体的には保育所、それから認定こども園、新制度移行幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設となっております。公設民営の施設は除かれるということで、うちで言いますと、もりの保育所が対象外となっております。

それから、二点目の図書カード、なぜこのような事業をこのタイミングで計上したのかということでございます。提案理由の中でもご説明がありましたとおり、物価高騰を受けているということで、なかなか家計に負担がかかっているような状況だと思います。そのような中でも、将来を担う小さな子供たちが教養を育むことができるようにということで考えておりまして、この事業を計上いたしました。なかなかやっぱり絵本を選ぶとかというところに目がいなくなるのかなというところで、この支援を考えております。

どのように活用するのか、その内容はということでございますけども、まずこの図書カードネットギフトというものですが、皆さんいわゆる図書カードというのはご存知かと思いますが、このネットギフトにつきましては、デジタル版の図書カードで、図書カードの利用できる書店、それから一部のオンライン書店で利用ができます。対象になる方につきましては、こちらからA4サイズの図書カードネットギフトの用紙が送られます。この用紙を元に書店利用時にはそこに必要なQRコードが書いてございまして、そのQRコードを書店で読み込むことによって利用ができます。また、オンライン書店利用時にはその用紙に書いてございますID等のものを使って、そのIDとPIN番号を入力してネットで購入ができるというものでございます。実際に購入できる図書につきましては、書籍類という形になっておりますので、それ以外のものは基本的には購入できないというようなことになっております。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) いろいろとわかりました。

最後のネットギフトのデジタル版図書カードということなんですけど、その対象者の方にA4の紙が1枚いくことで、全て利用できるということで了解しました。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

3 番議員

3 番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 二点ほどお願いいたします。

まず一点目です。繰越明許費についてでございます。これにつきましては、執筆者の変更があったということで、次年度に繰り越すという説明がございました。この繰越明許費として計上するというこのタイミング的なもの、判断的なものというのは、いつ頃、いつなさるのか。例えば執筆者の変更というようなことがいつわかって、それによって茶業史等の制作等が遅れるというところを、どのような形で判断されて次年度に持ち越すのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

そしてもう一点が、8 ページの福祉課の関係。今、川岸議員が聞いた内容にちょっと加えまして、いろんな施設につきまして、一人頭8千円とか4千円とか、一施設には3万円とかというお話だったんですが、この施設に対しては、例えば所有している車等の燃料費等もいわゆる対策経費の範囲に入るのかどうか。いわゆる支援の対象になるのかというのをお聞きしたいと思います。

そして同様に、その下の健康こども課につきましても、保育所等の電力・ガス等の支援金というのにはわかりましたけれども、同じように所有している車両についてのガソリン等に対する支援というのは、どんな形なのかということ。

そして、更に新生児のオムツの支給事業というのもございました。これにつきましては、子育て応援ということで新生児から1歳児にかけての支給ということですが、例えば反対に高齢者の方もオムツ等を使用している方がいらっしゃると思いますが、そういった方々は対象にはならないのか。この点をお聞きしたいと思います。

議長
社会教育
課長

(中根幸男君) 松浦社会教育課長。

(松浦博君) 社会教育課長です。ただ今の佐藤議員の最初のご質問にお答えをいたします。

繰越のタイミングということでしたけども、実は執筆者の先生

がたは一人ではなく、複数いらっしゃるわけですが、そのうち、特に幕末から明治のお茶の輸出に関するところに関しての執筆をお願いしておりました東京の大学にお勤めになっている先生をお願いしていたわけなんですけども、その方が今年の夏ごろからちょっと連絡が取りにくくなってということがありました。ご病気だということで回復を待ってはいたわけですが、ちょっと交代していただくしかないという中、その方以外にもコロナが完全に収まったわけではないので、原稿は多少遅れてはおりましたけども、交代をしていただいた後、10月末まで、本日になりますけども原稿を出していただくという予定になっております。そこから編集室でのチェック、また監修者の確認等を行いまして、またそれと並行して業者の選定、またチェックをした原稿を印刷業者に渡した後の校正作業を3、4回重ねる、その後印刷ということを考えていきますと、最短でも来年6月になるだろうということがわかりました。実際には、慌てて妥協したものにはしたくない、良い本を作りたいということもございます。そういう中で、今年度3月までに納品が不可能ということがわかりましたので、このタイミングで繰越明許の設定をお願いいたしました。以上です。

議長
福祉課長

(中根 幸男 君) 平田福祉課長。

(平田 章浩 君) 福祉課長です。佐藤議員の二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、3款1項1目の社会福祉施設への物価高騰の支援金でございますけども、ガソリンは対象かといった質問かと思えます。こちらについては、電気代・ガス代・食料品等ということでガソリンも含んでおります。消耗品等々も全て含んで、物価高騰で値上がりしたものと言った意味です。ただ、こちらの支援金についての用途については問わないものですから、先ほど言った入所施設については、定員1人で8千円。通所施設には、定員1人で4千円で、訪問施設については、施設当たり3万円ということを支援

をいたしますけども、そのお金の使途については問わないので、何に使っていただいても結構だと言った支援金でございます。

それから、3款2項1目の中の扶助費の新生児等へのオムツ支給事業でございますけども、高齢者に対するオムツの支給はないのかといった質問でございます。こちらにつきましては、町単独で補正予算を組ませていただいて、物価高騰の影響を色濃く受けていると思われる非課税世帯に対して5万円の支給を、現在、11月末までしております。こちらについても、使途の5万円は問わないという形になっておりますし、先日の議会においても、国が実施をする非課税世帯への5万円の給付というものも補正予算を組まさせていただきます、こちらも実施の準備をしているところでございます。12月前後には確認書が送付されて、早い方であれば12月に支給されるといったことで準備をしているということで説明をさせていただいたかと思えます。こちらについても、非課税世帯に5万円の給付ということでこちらも使用の使途は決まっております。町とすると、物価高騰への影響を色濃く受けている方について、オムツに関わらずそういった形で給付金の支給を実施しておりますので、今回高齢者にフォーカスして、オムツにフォーカスしてオムツの支給を実施をするということは考えてございません。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。佐藤議員のご質問にお答えいたします。

課 長

保育所の電力等の支援につきましては、電力と、それからガスについての物価高騰分の支援でございます、実際に保育所で車の所有ということはありませんので、送迎とかに使っているということもありませんので、ガソリン等の支援につきましては、ここには入っておりません。

オムツ支給につきましては、先ほど福祉課長からお話があったとおりであります、子供のオムツ支給につきましては、特に今

まであまり支援がなかったというところと、今回、物価高騰で約10パーセント程度オムツが値上がりをしているというような現状を受けまして、支援の方策を検討して、このように計上させていただきました。

補足ですけれども、保育園の支援につきましては、福祉施設と同様に用途につきましては特に決めておりませんので、自由に使ってもらって構わないというような形になります。以上です。

議 長
3 番議員

(中根 幸 男 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐藤 明 孝 君) ご答弁ありがとうございます。

明許費の関係ですが、当年度内に執行ができなかった理由については、今、社会教育課長からお話を聞いて私もよくわかりました。

そしてあと一点だけ、福祉課でご答弁いただいた内容ですが、全てが支援で網羅されているということなんですが、用途は問わないというお話だったんですが、これ例えば補助とか支援したようなお金については、どのように消費されたのかというようなことは、もう一切問わないということでしょうか。

議 長
福祉課長

(中根 幸 男 君) 平田福祉課長。

(平田 章 浩 君) 福祉課長です。佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

佐藤議員おっしゃるとおり、用途については問わない、実績報告も上げてもらわなくて結構ですといったような支援金でございます。以上です。

議 長

(中根 幸 男 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根 信 一 郎 君) 説明書の10ページ、6 款 1 項 2 目の0003 補助金・交付金の関係の、農業者の肥料高騰対策支援金ということで6,500千円。これについての対象の農家がどういう内容かということ。

それと、同じ産業課さんで新型コロナウイルス感染症対策経費で補助

議長
産業課長

金・交付金、森町体験の里の関係等いろいろ支援金が上がっているかと思えます。これについての対象期間と申しますか、今申しますと年度末までの予測としての支援金なのか。物価高騰等の関係というのはまだ先のことはわからないかと思えますので、また次年度についてはそういう状況があれば、またそういう対策費を考えているのか。それについて二点お伺いをいたします。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の説明書9・10ページ、農業者肥料高騰対策支援金に係るご質問でございます。内容について、少し詳しく説明させていただきます。

この肥料高騰対策支援金については、まず、国が肥料価格の高騰による農家経営の影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援するという国の制度がございます。その国の制度の中で、生産者の参加要件といたしまして、化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から、これ15ほどあるわけでございますけれども、そこから二つ以上を実施した農家に対して支援するといったことになっております。その取組については、本年から2年間取り組んでくださいよということになっております。支援額については、本年の肥料費に対して、前年からの価格上昇率や使用量低減率。ここは化学肥料を減らした取組をするということなので、低減率を踏まえて肥料費の増加額を算定いたしまして、その7割を国がまず補填しますよという国の制度がございます。その7割の残りの3割のうち、県が独自でその3割の半分の1.5割、15パーセントを県が支援するという運びになっております。森町といたしましては、その残りの1.5割、15パーセント分について支援していただきますよと言った中身の事業になります。

これについては、肥料を買うところが農協や肥料屋さんがある

わけでございますが、そういった団体を取りまとめて、国の事業については県を通じて国に支援を申請して、その額を支援してもらおうといった運びになっております。それと併せて、先ほど申しましたように、県が残りの1.5割、町が1.5割ということ併せて肥料コスト上昇分について支援していくといった運びの事業でございますので、化学肥料を使っている農家さんが、先ほどの繰り返しになります。取り組みを二つ以上行って、農協や買っている肥料屋さん等に申請をしていく。国の事業の運びに併せて、町としてもその15パーセント分を支援していくと言った制度でございます。

二点目のお尋ねになった電力価格高騰の支援金については、その算出方法とすると、令和3年度の年間の電気代の平均単価を出して、今年度の9月までの電気料の平均単価を出して、その差額掛ける年間の使用量見込、この年間というのは今年度になります。それを掛けた分について、それぞれ支援をしていくという積算根拠になっておりますので、今年度の分について、ある程度見込んでここに予算を計上させていただいております。実際に支援する額については、実績を見て、今年度中に支払った電気代等の去年との差額を見て、実績でこの金額の中から支援していくといった形になります。

次年度については、それこそ皆さんご案内のとおり、国で電気代について、もともとの電気代からその金額等々を支援していくといった補正予算が組まれるということ聞いております。具体的な中身については、それこそ承知してはおりませんが、そういった中で電気代等については、もともとの金額から差し引いた額を払うことになるのかなと想定しておりますので、現段階においては、国の動向等を踏まえて次年度以降については判断していくのかなと考えております。以上です。

議長
8番議員

(中根 幸男 君) 8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 支援金の関係の対象年度は、本年度とい

うことで了解をいたしました。

農業者の肥料の高騰対策支援金の関係ですが、これについては、農家の件数といいますか、予算に応じた支援ということで件数的なものははっきりはしないのかもしれませんが、予算がいっぱいになった時点で終了というようなことになるのかどうか、それだけお伺いをします。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。農業者肥料高騰対策支援金に係る二回目のご質問でございます。

この支援金6,500千円ということで計上させていただいております。その出し方の根拠とする、何件というよりは農協さんに今年度9月までの購入費を聞いております。その額を踏まえて、ここに計算させていただいているということと、農協さん以外の肥料の取扱い分もあるということで、その分もある程度予想しまして計上して、それを合わせた形で6,500千円ということになっております。

それこそ中遠管内、袋井、磐田市、JAの管内については、袋井、磐田市等も同様な施策を講じていくと。あとは県も補正で対応していると。浜松市も補正で対応しているという中で、いろいろ他の市町の予算額等もちよっと横目で見ながらやっておりますが、今聞いている限りはこの中で収まるのじゃないかなとは思っておりますけれども、要は国が交付決定なりをしたものについて支援していくところになりますので、そういった動向を見て、これは早い者勝ちではないと思いますので、これよりも予算が出るといったことになれば、それはその時にちよっと状況を見て判断していきたいなと考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸 章夫 君) 二つお伺いします。

一つ目は、8ページのところで、民生費の健康こども課の扶助

費ということで、新生児等へのオムツ支給事業とあります。ここではけれども、先ほど2袋という説明があったので、支給方法についてですけれどもお伺いします。これは現物支給で新生児さんの親御さんのところへお届けするのか、例えばチケットみたいな形で購入するのか、その辺お伺いします。もし、現物支給ということであれば、その支給方法も例えば宅配業者等を通じてお届けするのか、そこら辺の具体的な内容を少し説明をお願いします。

それと二つ目は、10ページの6款の農林水産業費のところ、産業課さんの農業振興費の経営所得安定対策推進事業費補助金。これについてですけれども、これはいわゆる農林水産省のこの共通申請サービスについてを言われているのか。背景と事業内容を教えていただきたいと思います。その二つをお願いします。

議長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。岡戸議員のご質問にお答えいたします。

課長

新生児等へのオムツ支給事業につきましてですが、まず2袋をどのように現物支給するのかということなんですけれども、現物支給となります。支給の仕方につきましては、まずこの対象者なんですけれども、新生児から1歳児までということなんですけれども、具体的には新生児で90人ぐらいの見込み、それから昨年度出生して今年度1歳になる児が80人、一昨年度出生して今年度2歳になる児の83人の合計253人ということで対象を見込んでおります。もう既に出生している児、それから今年度2歳までになる児につきましては、11月中旬頃にオムツ引換券を発送いたします。その発送をもって、引換券を持ってこちらの健康こども課にいらっしやってもらって、オムツを現物支給する形となります。また、健診相談事業等もございますし、それから新生児訪問等ございますので、その際に実際にお渡しするというところもあるかと思っております。今後、出生する児につきましては、出生の手続き時にオムツを直接現物支給するような形になります。サイズ等ありますので、申

議 長
産業課長

請につきましては、SサイズとなりますがSサイズのテープ式のオムツから、それからLサイズのパンツ式まである程度揃えておきまして、その歳児に合ったオムツを支給できるようにと考えております。以上です。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。岡戸議員の二点目の質問になります。

10ページの経営所得安定対策推進事業費補助金に係るご質問でございます。この事業の内容について、少し申し上げたいと思います。

提案理由でもございましたけれども、農業者が手続きをするときに直接国に申請できるようにしたいということで、手続き電子化移行のための経費になります。具体的には、町で水田台帳データというものがあるわけがございますけれども、それを全国共通の「イーマップ」というのが今もあるんですが、そちらのデータに同期するデータを上げて同期するといった作業の経費になります。

これについては、なぜ補正予算かということも併せて申し上げますと、今年度こういった作業があるよということは年度末にお聞きしていたわけがございますけれども、その時期と額が明確でなかったということがあります。それが明確になってきたということで、この時期になったと。それで、11月末までに契約をして欲しいと。これは国の事業でございますので、県に補助金が下りて、それで県から町に補助金が出てくるといった形になります。

今申し上げたその移行手続き、農業者が直接国に申請するといった作業になるわけがございますが、経営所得安定対策ということで、具体的には今、農家の方が自分の水田にトウモロコシを植えますよとか、レタスを植えますよとか、麦を植えますよといった計画書を出してもらっています。現時点では、町の農業再生協議会というところに出していただいて、それを県に出して、それ

から国に行っています。その手続きを電子化して、農家の方が、関東農政局になりますけども、直接国にできるようなための前作業になっています。それが実際の手続きができるには、また違う取組が当然電子化の手続きが必要になりますので、それは来年度以降ということでお聞きしているというところでございます。

あと一つ、それができるようになったとしても、当然これまでの紙媒体の手続きについても、残るということでございます。なかなか農家の方が、そういった電子化ができる方はやっただいて効率的になるということと、一方、なかなかそれが難しいという方についても、一応そこは今までの作業の形態は残していくといったことになるというように聞いております。

この予算については、繰り返しになりますがそれができるようにするための前作業の水田台帳データへの全国共通「イーマフ」へのデータ移行手続きに係っているといったことでございます。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) オムツの支給については、了解いたしました。

それとこの「イーマフ」の件についても、詳細を今お伺いしました。この「イーマフ」についての確認ですけれど、そうしますと今回のこの1,800千円は、この役場の中のシステムをまず構築するという理解してよろしいですか。それで、実際それが更に個々の農家さんが、例えば申請を直にしたい場合は、自分のパソコンから何らかのソフトなのかちょっとわかんないですけど、国へ直に申請する、そういう流れになっていくのか。それとも農家さんが一旦町のシステムを使って入れて、町からさらに国へ行くというのか、国へ申請がなされるのか。そこら辺の実際の流れといいますか、このシステムを使っての申請の流れというのをもう少し教えていただきたいと思っております。

議長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長 野 了 君) 産業課長です。二回目のご質問でございます。

実際の今回の作業については、水田台帳のデータを抜き出して、国の「イーマップ」に入れるということでございます。それは国が決定した国のシステム会社があるんですけども、そこがそういう作業を行うということになります。

実際に手続きが電子化された時点でどういった手続きなのかということについては、まだ明確にはなっていませんが、当然農業者が国に直接計画書なりを申請するにしても、町としては把握していなきゃいけないので、それが国から戻ってくるのか、町を経由してくるのかということについては、現時点ではちょっと明確にはなっていないという状況でございます。以上です。

議 長

(中 根 幸 男 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時27分 ~ 午前10時40分 休憩)

議 長

(中 根 幸 男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員

(増 田 恭 子 君) 増田です。一点だけお願いします。

説明書ではなく、予算書の6ページです。繰越明許費のところです。10款6項の社会教育費の森町茶業史印刷製本事業のところ、繰越明許の理由は先ほどの説明でよくわかりました。執筆者の方の体調不良ということと、あとはコロナの影響によって、最初に事業立てしたときとは少し変わっているための繰越明許ということで理解をしました。その時代の執筆者の方の代わりに執筆者の方というのは、もう決まっていらっしゃるんですか。それをお伺いします。

議 長

(中 根 幸 男 君) 松浦社会教育課長。

社会教育
課 長

(松 浦 博 君) 社会教育課長です。ただ今の増田議員のご質問にお答えをいたします。

代わりに執筆者の方はもう既にお伺いをしていまして、実は1名

の方をお願いをしていましたけど、代わりは2人の方をお願いしています。その方からも一応今月中にということで、原稿が出てくる予定であります。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) まず一点は、今回、ガス・電力の高騰ということで支援をするわけですけども、これによって例えば介護施設、福祉施設に入っている人たちへの負担というのは、値上がり前と全く変わらないということでよろしいのでしょうか。

また、農業の関係で太田川上流部の土地改良区の支援があります。これは受益者負担も当然今までもあったと思いますが、その受益者の負担は、値上がり前と全く変わらない支出で、かかる負担は同じということでよろしいでしょうか。

そして参考にお聞きしたいんですけども、一宮も磐田土地改良で負担金が反当たりいくらということできていますが、それも当然ポンプで汲み上げて水を送っていますので、電力とかそういうものが加味された負担金となっていますが、その支援というのはどのようになっているか。もし、町ではないよということであればわからないかもしれませんが、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、先ほど小規模の保育所、もりの保育所は公設民営で補助の対象にならないと答弁がありました。そうすると、例えば天方宿泊、アクティ森などは、公設民営のように思うんですけども、ここには支援金が出されるわけですけども、その辺の捉え方というのは、どのように捉えればいいのかお願いします。

それから、経営所得安定対策推進事業補助金とありますが、今月の初旬ぐらいに認定農業者に対して肥料の高騰対策ということで、申請をしたらどうですかということで案内がきました。今回の農業者の肥料高騰対策支援金は、それとはまた別なのか、その辺を少し教えてください。

議 長
福祉課長

(中根幸男 君) 平田福祉課長。

(平田章浩 君) 福祉課長です。西田議員の一点目の質問にお答えをさせていただきます。

社会福祉施設への物価高騰の対策支援金でございますけども、これによって利用者の負担金、負担分は変わらないのかといった質問かと思えます。

社会福祉施設の対象事業所につきましては、介護施設、それから障害施設ということで、基本的には介護施設であれば、介護保険に則ってやっている事業所、障害施設については、障害サービスの制度に則ってやっておりますので、制度に則ってやっている部分については、もちろん受益者負担については変わらないということになります。ただ、物価高騰の影響を受けているのは制度の外、いわゆる自費の部分も物価高騰の影響を受けております。

それぞれの事業所に、物価高騰の影響についていろいろ福祉課としてインタビューをさせていただいております。やはり例えば電気であっても、少ないところで25パーセントアップ、多いところでは200パーセントアップ、いわゆる3倍ぐらいの電気代になっている事業所もございます。そういった物価高騰の影響についても、電気を提供するどんな事業所と契約するかによっても、その影響はそれぞれ事業所で違うものがございます。その中でうちとすると、入所であれば定員の8千円、通所であれば定員の4千円、訪問系であれば事業所で3万円ということで金額を決めさせていただいておりますので、この金額がどの事業所に対しても全て十分ということではないというように理解をしております。

こちらの支援金を出す際に、事業所に対して自費分について値段は上げないようにお願いをしたいというようなことは申し添えする予定ではおりますけども、それによって必ず利用者の自己負担分、自費分がアップしないかということ、そうではないかと思えます。そちらについても、最終的にその自費分を上げるか上げないかというのは事業者の最終的な判断になりますので、決して

議 長
産業課長

私から自費分が上がりますよとか上がりませんよとかと言えるものではなく、こちらとするとお願いをするということでありませけども、最終的には事業者、事業所が判断をするということになります。以上です。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。西田議員のご質問に、何点かございましたけれども、お答えいたしたいと思います。

まず一点目、太田川上流部への支援ということで、それを支援することによって、受益者の負担は変わらないのかといったご質問でございます。

太田川上流部の受益者の負担金、賦課金についてはそれこそ電気代だけではなく、大きいのはやはり今まで取り組んだ適正化事業の負担金であったり、要は国でいろんな取り組んでいる部分の太田川土地改良部の負担金であったり、どちらかというところ、そういったものが大きく影響するものでございます。それによって毎年賦課金を変えているわけでございますが、現時点では来年度についてまだ議論を進めておりませんが、現時点ではそこを上げなきゃいけないという状況にはございませんけれども、当然、今回災害の関係もございまして、こういった形で来年度の賦課金になるかというところは、今後検討するということになります。この支援金をやることによって、電気代等に係る上昇分、来年度どうなるかというのもあるわけですが、そこにかかる上昇分については、その分例えば何円とか上がるかわかりませんが、そういった部分については、低減できると言ったことにはなろうかなと思います。

一宮、水の利用組合のことかと思えます。一宮については、あそこのポンプ場の電気代については、磐田東部土地改良区で電気代を払っておりますので、当然そこの電気代も上がっていると思えます。それで磐田東部土地改良区からというよりは、天竜川の大きなもっと枠組みの中で、要は船明ダムから企業局が水を取っ

たり、工業用水を取ったり、農業用水を取ったりしている中の電気代については上がってきているということで、その中については当然町が負担している分もあります。その分については上がりますよというようなご案内は来ておりますが、今回この交付金を使って、例えば浜松市さんがどう考えるか、他の近隣がどう考えるかというところまで聞いておりません。おそらく今現時点でそうやって聞いておりませんので、その分の負担については、当初よりも少し上がった金額になるかもしれませんが、予算の中の負担金の他の負担金の枠の中で何とかカバーできるかなとは思っておりますが、今後の状況によって、大きな額ではないので補正予算ということにはならないかなと思っておりますが、当然そういう中での電気代の負担は上がってきているよと、通知については現在来ております。

それと、公設民営と指定管理の違いということになるのかなと思います。広義な意味では指定管理も公設民営に入るのかもしれませんが、指定管理については、指定管理委託料ということで支払っております。委託料ということになりますと、当然事業主体はこちら側になりますので、町があくまでも経営だけを委託しているということになりますので、そこについてはやはり指定管理の考え方の中で、指定管理料として考える委託料の中には、当然そこにかかるその事業主体の経営の範疇外である電気代の高騰ということになります。要は経営の中で工夫ができない、難しい範囲の影響であるということでございますので、指定管理料の中で収まらない部分があるということでございますので、今回支援金を充てるということについては、この地方交付金の中でも、そういったものについて、指定管理者について光熱水費が上がった分については充ててもいいというような通知が来ております。そういった形に従って、今現在で見込める電気代の高騰に対する支援金を、ここで見込んで計上させていただいているということでございます。

もう一点、認定農業者の高騰対策と、今回予算計上させていただいた、提案させていただいたものについてはどうかということでございます。認定農業者の高騰対策については、考え方として、昨年の肥料費の数字を根拠にして申請してくださいねということでございます。今回の高騰対策については、肥料低減に取り組む農業者に対しての取組ということで、当然肥料が高くなっていることに対する支援という意味では一緒でございますが、別な制度でございます。考え方として、やはり認定農業者について、やはり森町で頑張っている影響が大きいであろうという認定農業者に対する支援。今回については、対象を広げてというか、対象はもう当然広くなると思うんですが、その広がる農業者の中で、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して行うものということで、別な整理となっておりますので、別なものと考えていただいて結構です。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) そうすると、農業者の肥料高騰対策は認定農業者に限らずということですが、例えば認定農業者の方に来たのは、10万以下は駄目ですよ、10万円以上に対してということですが、今回はそういった下限、上限は定められていないということではないのでしょうか。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

現時点で今回のお聞きする内容では、下限は定められてないと聞いています。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第75号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。
日程第4、議案第76号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第76号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。
1ページをご覧ください。
本補正予算の第2条につきましては、予算第3条で定めた「収益的収入及び支出の予定額」について、第1款病院事業収益第2項医業外収益258,295千円に20,000千円を追加し、278,295千円とし、病院事業収益の予定額を2,852,299千円とするものであります。
また、支出につきましては、第1款病院事業費用第1項医業費用3,064,186千円に20,000千円を追加し、3,084,186千円とし、病院事業費用の予定額を3,176,488千円とするものであります。
第3条につきましては、予算第7条で定めた「一時借入金」の限度額を20,000千円減額し、672,500千円とし、第4条につきましては、予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を20,000千円増額し、467,500千円とするものであります。
それでは、第2条の内容について申し上げますので、8ページ

をご覧ください。

まず、「収益的収入及び支出」の下段の支出ですが、第1款病院事業費用第1項医業費用3目経費6節光熱水費14,950千円及び7節燃料費5,050千円は、森町病院、家庭医療センターの電気代、森町病院の空調設備等の灯油代や患者給食調理のガス代の価格が高騰しており、現予算に不足が見込まれることから増額するものであります。

次に、上段の収入についてご説明いたします。

1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金1節一般会計補助金20,000千円は、電力・ガス等価格高騰対策支援金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計より繰入をお願いするものでございます。

以上、申し上げます提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

(中根 幸男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

今回、20,000千円を一般会計から繰り入れるということで、当初の予算からしても電気代というか、病院はほとんど電気がないと動きませんので電気代が4千万近くということで、あと灯油代も2千万近くある中で、電気代も高騰しているということで、今現在の高騰している率というか、どれぐらい高騰しているのかということがわかればお願いいたします。

議長

(中根 幸男 君) 朝比奈病院事務局長。

病院

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

事務局長

電気代、灯油代のそれぞれの高騰の割合ということでの質問かと思われます。令和3年度比で申し上げさせていただきますと、令和3年度に比較しまして、森町病院の電気料につきましては、

約33パーセントの増。家庭医療センター電気料につきましても、同じく33パーセント程度の増加。灯油代につきましても、令和3年度比で13パーセントの増。それから森町病院のガス代につきましても、同様に13パーセント程度の増加となっております。以上でございます。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今回、その20,000千円の予算が増えることで、予測として賄える範囲なのでしょうか。

議長
病院
事務局長

(中根 幸男 君) 朝比奈病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。ただ今の川岸議員の再質問にお答えいたします。

この今回の価格の高騰によって影響を受けている分で、補正予算で賄えるかというご質問かと思われまます。

試算したところ、当初予算からこの今回試算したものが令和3年度のそれぞれ平均単価と、令和4年度の4月から9月の平均単価を比較した差額につきまして、試算をしております。その試算によって、今年度当初予算と今年度の見込額を比較したところ、今回、不足額が生じる補正予算を増額させていただくということになりますので、この今回の補正予算の額で賄えるもの見込みでございます。以上でございます。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長

(起立全員)

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年10月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時08分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年10月31日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上